

令和 7 年 6 月 25 日

令和 7 年度第 3 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和7年6月25日（水）

午後1時30分開会～午後3時45分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 4階災害対策本部室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第12号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第13号 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 令和7年度地区座談会の開催状況について

協議（4） 令和7年度農地等の利用の最適化に関する意見について

2) 企画

報告（1） 令和7年度大崎市農業委員会農業行政視察研修について

3) 専門委員会

協議（1） 農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について

協議（2） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について

協議（3） 農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任について

5. 出席農業委員(25名)

1 番 菅 原 ひろみ 委員

2 番 小野寺 正 晃 委員

3 番 布 塚 幸 子 委員

4 番 中 本 奈 美 委員

5 番 白 川 知 則 委員

6 番 高 橋 順 子 委員

7 番 佐々木 ひろ子 委員

8 番 櫻 井 正 幸 委員

10 番 菅 原 清 一 委員

11 番 佐々木 正 彦 委員

12 番 下 山 信 行 委員

14 番 只 埜 和 臣 委員

16 番 佐 藤 裕 之 委員

18 番 佐々木 俊 通 委員

20 番 中 森 昭 悦 委員

22 番 菅 原 まり子 委員

24 番 中 條 泰 洋 委員

26 番 佐々木 政 直 委員

13 番 高 橋 英理子 委員

15 番 鈴 木 至 委員

17 番 佐 藤 伸 幸 委員

19 番 佐々木 大 委員

21 番 中 鉢 守 委員

23 番 今 野 久 男 委員

25 番 熊 谷 安 正 委員

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

10 番 上 野 猛 委員

12 番 相 澤 光 徳 委員

11 番 菅 井 宏 樹 委員

7. 欠席委員(1名)

9 番 齋 藤 真理子 委員

8. 遅刻委員(なし)

9. 議案提案者

会 長 佐々木 政 直

10. 出席職員

事務局長 竹 内 満 博

事務局長補佐 星 充 浩

主幹兼係長 石 垣 佳 子

主事 門 脇 啓 太

主査 千 葉 浩 汰

主査 加 藤 邦 彦

主事 及 川 隆 司

事務局次長 三 浦 伸 一

事務局長補佐 桑 添 滋 行

主幹兼係長 湯 山 栄 大

主事 鈴 木 聖 己

再任主査 相 澤 勝 博

主事 佐 野 敏 光

午後1時30分開会

事務局(桑添事務局長補佐)

ただいまから、令和7年度第3回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶を申し上げます

す。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（桑添事務局長補佐）

次に、次第の２議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第８条の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、９番齋藤真理子委員であります。９番齋藤真理子委員からは欠席の届出があります。

出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第９条の規定により、令和７年度第３回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の３会期の決定について、お諮りいたします。会期を本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の４議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。２３番今野久男委員、２４番中條泰洋委員にお願いいたします。

本日の会議録書記に、桑添滋行事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の７審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星事務局長補佐）

[報告 1 ～ 2 の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告 1 と 2 の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

報告 2 番号 3 について伺います。届出人は何を作付けされるのか、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

ビニールハウスを建てまして、野菜の苗を育てる予定になっています。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員、よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。届出人は[]の[]ですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

そちらの内容までは把握しておりません。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員、よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

報告 2 番号 4 についてお伺いします。盛土の高さが 1 m で、面積が 1,232 m² となっているが、現状変更で盛土の高さが 1 m であると結構な土量になると思うが、何か規定があるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

5月から盛土規制法が施行され、通常の営農範囲であれば届出は不要になり、転用についても通常の営農範囲であれば現状変更届出のみの手続きとなります。通常の営農範囲については、盛土の高さが1mを超えなければ、通常の営農範囲と見なされるので、届出となっています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

今回の現状変更届出では、変更後の土地利用で畑となるが、何を作付けするかなどの情報については聞いているのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

牧草を栽培すると伺っています。今回の現状変更届出については、おおむね6か月で工事が終わるので申請可能になります。今回、申請いただいたのはおおむね6か月で終わる範囲で、申請地の周辺は、最終的に広い範囲で盛土の高さを合わせたい考えがあるようです。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

牧草の転作田を聞くが、実際そのような転作田のなかで牧草の販路があつての牧草だと思うが、そのような情報について、事務局では聞いていないのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

聞き取りで、近くの畜産農家に販売をすると伺っています。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第 10 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について」番号 46 から 64 までの 19 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第 10 号番号 64 の 1 案件については、 番委員が関係する案件であります。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 10 号番号 64 の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室着席願います。 番委員退席願います。

[番 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

議案第 10 号番号 64 の 1 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 10 号番号 64 の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、 番委員の入室を認めます。

[番 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 10 号番号 46 から 63 までの 18 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。19 番委員。

19 番（佐々木大委員）

番号 50 から 54 についてお伺いします。申請事由について、説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

相続人がいないなど、相続財産を管理される方がいない場合は家庭裁判所で相続財産清算人の選任を行うことになります。選任された相続財産清算人において財産の整理として今回、申請がありました農地についての売買となっています。

議長（佐々木政直会長）

19 番委員，よろしいでしょうか。

19 番（佐々木大委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 55 についてお伺いします。新規参入の 6,710 m²は何を耕作して、どのような形で販売するのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

新規参入については、認定新規就農者として申請するために、今回の賃貸借契約となっています。令和 7 年に仙台市から転入をされ、現在、大郷町の農業法人に勤務をし、技術習得中で、将来的に独立して大規模なネギ農家を目指しており、作物については、ネギやキャベツなどを予定しています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番委員（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。6番委員。

6番（高橋順子委員）

参考に、申請人はおいくつですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

35歳になります。

議長（佐々木政直会長）

6番委員，よろしいでしょうか。

6番（高橋順子委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか、質疑ございませんか。質疑がないようですので、議案第10号番号46から63までの18か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第10号番号46から64までの19か件について、許可と決定いたします。

次に、議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」番号15から21までの7か件のうち、番号17の1か件は、議案第12号番号8の1か件と関連することから、この1か件を議案第12号と合わせて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号番号15と16, 18から21までの6か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願いします。

11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

6 月 24 日火曜日午前 9 時から，農業委員 12 番委員，13 番委員，14 番委員，推進委員 10 番委員，11 番委員，12 番委員の 6 名と事務局 2 名で現地調査をしてまいりましたので報告いたします。

番号 15 を 12 番委員お願いします。

12 番（下山信行委員）

番号 15 を報告いたします。転用目的は居宅の新築，駐車場 3 台分の整備としての利用です。申請地周辺の状況は，住宅に囲まれた一角で，申請地の管理状況は，雑草が繁茂しており，果樹の木が数本植えられている状況でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。雨水は U 字溝，汚水は公共下水道に流す計画で，周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 16 を 12 番推進委員お願いします。

12 番（相澤光徳推進委員）

番号 16 を報告いたします。転用目的は居宅の新築，駐車場 3 台分の整備としての利用です。申請地周辺の状況は，住宅に囲まれた一角で，申請地の管理状況は，適切に管理されていました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地の周辺に田畑はなく，周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 18 を 10 番推進委員お願いします。

10 番（上野猛推進委員）

番号 18 を報告いたします。転用目的は，太陽光発電パネル 144 枚の設置です。申請地周辺の状況は，田畑に囲まれた一角で，申請地の管理状況は，雑草繁茂の状態でした。農地区分は，10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で，雨水は自然浸透により対応可能であり，周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 19 と 20 を 14 番委員お願いします。

14 番（只埜和臣委員）

番号 19 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 6 区画の造成です。申請地の周辺の状況は、住宅に囲まれた水田の一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は U 字溝に流し、土砂流出対策として擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

次に、番号 20 を報告いたします。転用目的は、宅地分譲 3 区画の造成です。申請地の周辺の状況は、住宅に囲まれた水田の一角で、申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。雨水は U 字溝に流し、土砂流出対策として擁壁を設置する計画であり、周辺農地への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

番号 21 を 13 番委員お願いします。

13 番（高橋英理子委員）

番号 21 を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル 1,546 枚の設置です。申請地の周辺状況は、山林に囲まれた道路より高いところにある一角で、申請地の管理状況は、雑草繁茂の状態でした。農地区分は、周辺の農地との一体性を確認できない 10 ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地で、雨水は自然浸透により対応可能であり、周辺への影響はないと判断されます。以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 11 号番号 15 と 16、18 から 21 までの 6 か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。2 番委員。

2 番（小野寺正晃委員）

番号 21 についてお伺いします。今回、太陽光発電パネル 1,546 枚と発電出力 875kW となり、メガソーラーの部類になると思うが、現地調査委員の報告で雨水は

自然浸透となっており、基本このような大きな太陽光発電パネルを設置する場合は貯水池を作ると思うが、今回は当てはまらないのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

13 番委員。

13 番（高橋英理子委員）

現地調査したときに、位置図の真ん中に黒く映るものが見えると思うが、ため池のような池がありました。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

申請について、事業計画認定申請関係で、転用については本委員会に諮ることになります。そのほか、景観法については 2024 年 6 月に届出をしています。また、自然公園法については、2025 年 3 月に県に申請をして、許可が下りています。調和条例については、現在手続き中となっています。太陽光発電施設の設備等に関する条例については、2025 年 2 月に受理済み、大崎市土地の利用の関する行為の届出については、2024 年 8 月に届出済み、関係する他法令関係については、並行して届出申請等がされている状況となっています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

現地調査委員からも貯水池のようなものがあり、そちらの方を使うのではないかと意見があるが、法律で既に貯水池として施工したということでしょうか。農地を別の案件で貯水池として転用していたことになるのでしょうか。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

ため池については、元々あるため池になりまして、今回の位置図の方にも載っています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

ため池は農地ではないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

ため池は農地ではありません。今回の申請は，農地部分のみの申請となっております。位置図の方に記載をしているとおり，黒い線で囲ってある箇所が今回農地として申請している場所になっています。

議長（佐々木政直会長）

2 番委員，よろしいでしょうか。

2 番（小野寺正晃委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

番号 21 について，以前に一度審議され，その当時と同じ業者なのか，また以前に駄目になった理由を分かれば教えてほしいです。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

ご指摘のとおり，昨年，農地転用の許可が下りている場所になっています。譲受人についても昨年，申請して許可が下りた事業者と同じ事業者になっています。事業計画自体やパネルの配置等も，昨年の事業と同じ内容となっています。昨年，県の許可が下りた後に，電気を売電する先の小売電気事業者との間で，契約が最終的に結ぶことができなかった事情により，再度契約先を探すに当たり時間がかかる見込みとなり，許可後，速やかに転用の着手にかかることが難しいと最終的な判断になりました。最終的に小売電気事業者が，検討に時間を要するとなり，一度取り下げになっている事案になります。

議長（佐々木政直会長）

21 番委員，よろしいでしょうか。

21 番（中鉢守委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，議案第 11 号番号 15 と 16, 18 から 21 までの 6 か件について，許可相当と認め，県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 11 号番号 15 と 16, 18 から 21 までの 6 か件について，許可相当と認め，県に進達します。

次に，議案第 12 号「農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について」番号 6 から 8 までの 3 か件と，番号 8 の 1 か件と関連する議案第 11 号番号 17 の 1 か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査委員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願いいたします。11 番委員。

11 番（佐々木正彦委員）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について，現地調査の報告をいたします。番号 8 の 1 か件と関連する議案第 11 号番号 17 の 1 か件について，11 番推進委員お願いします。

11 番（菅井宏樹推進委員）

番号 17 を報告いたします。転用目的は，居宅の新築，駐車場 2 台の整備です。申請地周辺の状況は，住宅に囲まれた一角で，申請地の管理状況は除草管理がされていました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地です。申請地周辺に田畑はなく，雨水は U 字溝，汚水は公共下水道に流す計画で，土砂流出対策として擁壁が設置してあり，周辺への影響はないと判断されます。

以上です。

11 番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査報告を終了します。

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 6 から 8 までの 3 か件と、番号 8 の 1 か件と関連する議案第 11 号番号 17 の 1 か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（鈴木至委員）

番号 8 についてお伺いします。現地調査の報告で擁壁が既にあったということだが、当初計画の許可日が昭和 57 年で 40 年以上経過していることについて、何か経緯等あれば教えてください。説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

当初、居宅の新築で申請をいただき、住宅建築の準備を進めて、二人の持ち分で売買購入する予定でしたが、一人が亡くなり、計画自体が中止になったと伺っています。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

議案第 11 号の番号 17 に権利区分として使用貸借とあるが、売買ではなく使用貸借となる理由をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（湯山主幹兼係長）

譲受人の妻の父親という関係で、使用貸借となっています。

議長（佐々木政直会長）

15 番，よろしいでしょうか。

15 番（鈴木至委員）

了解いたしました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので、番号6から8までの3か件と、番号8の1か件と関連する議案第11号番号17の1か件について、許可相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号6から8までの3か件と番号8の1か件と関連する議案第11号番号17の1か件について、許可相当と認め、県に進達いたします。

次に、議案第13号「農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の意見決定について」番号196から206までの11か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号196から206までの11か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。質疑がないようですので、番号196から206までの11か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第13号番号196から206までの11か件について同意し、公益社団法人みやぎ農業振興公社に答申いたします。これで1審議事項を終了いたします。

次に、次第の8協議事項に入ります。初めに、農政の報告（1）「令和7年度地区座談会の開催状況について」担当委員より説明願います。

18番（佐々木俊通委員）

〔資料により説明〕

14番（只埜和臣委員）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、担当委員より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはご

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の報告（１）「令和７年度地区座談会の開催状況について」は終了いたします。

次に、農政の協議（４）「令和７年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について」農政委員長より説明願います。24 番委員。

24 番（中條泰洋農政委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、農政の協議（４）「令和７年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について」は原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（４）「令和７年度農地等の利用の最適化に関する意見の提出について」は原案のとおり決定いたします。

次に、企画の報告（１）「令和７年度大崎市農業委員会農業行政視察研修について」企画広報委員長より説明願います。21 番委員。

21 番（中鉢守企画広報委員長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、農政委員長より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか、ございませんか。なければ、企画の報告（１）「令和７年度大崎市

農業委員会農業行政視察研修について」は終了いたします。

暫時休憩いたします。

[午後 2 時 45 分から午後 3 時まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開します。

専門委員会の協議（１）農地委員会の委員長並びに副委員長の選任について協議いたします。

農地委員会の委員の所属は、大崎市農業委員会専門委員会規定第 3 条第 2 項の規定により、会長及び会長職務代理者を除く委員が所属することになります。よって、農地委員会の委員長並びに副委員長の互選に当たりましては、会長及び会長職務代理者を除く委員からの互選となります。なお、互選に当たりましては、座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。暫時休憩いたします。

[午後 3 時から午後 3 時 5 分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開します。

農地委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。

事務局（三浦事務局次長）

[委員長・副委員長の互選について報告]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

ご異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり、農地委員長に 11 番佐々木正彦委員、農地副委員長に 14 番只埜和臣委員を選任することに決定します。

次に専門委員会の協議（２）農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選について協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の所属は、大崎農業委員会専門委員会規定第4条第2項並びに第5条第2項の規定により、会長、会長職務代理者、農地委員長及び農地副委員長を除く委員が所属することになります。よって、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選は、会長、会長職務代理者、農地委員長及び副委員長を除く委員での互選となります。

農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会を開催いたします。これより、農政委員会並びに企画広報委員会の委員の互選会開催にあたり互選管理人の任命についてお諮りいたします。

農業委員会等に関する法律第8条第6項の委員である中立委員の互選管理人に桑添滋行事務局長補佐、農業委員会等に関する法律第8条第6項以外の委員の互選管理人に石垣佳子主幹兼係長をそれぞれ任命することに委員の承認を求めます。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご異議がないようですので、先ほど、申し上げましたとおり、互選管理人を決定いたします。なお、「法第8条第6項の委員及び法第8条第6項の委員を除く委員の委員会別申合せ定数」は、大崎市農業委員会申合せ事項に記載されているとおりであります。

互選会については、法第8条第6項の委員4名については、奥の控え室で、法第8条6項以外の委員20名については、この会場で開催してください。暫時休憩いたします。

〔午後3時10分から午後3時25分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

それでは、互選会が終了したようなので、互選管理人より、互選会の結果について報告いただきます。なお、この報告をもって通知といたします。

はじめに、法第8条第6項の委員の互選について、次に、法第8条第6項以外の委員の互選についての順で、報告いただきます。

互選管理人（桑添事務局長補佐）

〔法第8条第6項の委員の互選結果を報告〕

互選管理人（石垣主幹兼係長）

〔法第8条第6項以外の委員の互選結果を報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、各互選管理人より報告がありましたが、報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認めます。よって、報告のとおり決定いたします。

次に、専門委員会の協議（3）農政委員会並びに企画広報委員会の委員長及び副委員長の選任について協議いたします。

農政委員会並びに企画広報委員会において、それぞれ互選をお願いいたします。なお、互選会の会場はこの会場とし、農政委員会は向かって左側、企画広報委員会は向かって右側で行っていただき、委員会毎に座長をお決めいただき、結果を事務局より報告していただきたいと思います。暫時休憩いたします。

〔午後3時30分から午後3時35分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

それぞれの委員会の委員長並びに副委員長が互選されたようなので、事務局より報告していただきます。最初に、農政委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔農政委員会の委員長・副委員長の互選について報告〕

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報委員会について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（三浦事務局次長）

〔企画広報委員の委員長・副委員長の互選について報告〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま、それぞれの委員会について、事務局より報告がありましたが、報告のとおり選任してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

ご異議なしと認めます。よって、事務局より報告のありましたとおり、農政委員長に 24 番中條泰洋委員，農政副委員長に 8 番櫻井正幸委員，企画広報委員長に 21 番中鉢守委員，企画広報副委員長に 10 番菅原清一委員を選任することに決定します。

それでは、各委員長並びに副委員長より、就任のごあいさつを頂戴いたします。最初に、農地委員長の佐々木正彦委員をお願いします。

農地委員長（佐々木正彦委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、農地副委員長の只埜和臣委員をお願いします。

農地副委員長（只埜和臣委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、農政委員長の中條泰洋委員をお願いします。

農政委員長（中條泰洋委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、農政副委員長の櫻井正幸委員をお願いします。

農政副委員長（櫻井正幸委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報委員長の中鉢守委員をお願いします。

企画広報委員長（中鉢守委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

次に、企画広報副委員長の菅原清一委員をお願いします。

企画広報副委員長（菅原清一委員）

〔就任の挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、各専門委員会の委員長、副委員長の皆様、よろしくお願いします。
また、農政委員、企画広報委員の皆様におかれましては、改めてよろしくお願いします。

なお、机上にあります、大崎市農業委員会申し合わせ事項を確認いただき、「欠席及び遅刻の届出については、口頭で連絡するものとし、委員会においてもこれを準用する」とありますので、遵守いただきますよう、お願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで事務局より業務予定をお願いします。

事務局（竹内事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

最後に事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。

事務局（石垣主幹兼係長）

[連絡事項]

事務局（星事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

以上で、本日の審議事項並びに協議事項については、全て終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（桑添事務局長補佐）

以上をもちまして、令和7年度第3回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後3時45分閉会

大崎市農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 6 月 25 日

会 長 佐々木 政 直

委 員 今 野 久 男

委 員 中 條 泰 洋